

発委第2号

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年6月21日提出

提出者 飯田市議会 議会運営委員会
委員長 井 坪 隆

記

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号イ中「予算及び決算に関する事項」を「次に掲げる事項」に改め、同イに次のように加える。

- （ア）予算及び決算に関する事項
- （イ）基本構想に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯田市議会委員会条例新旧対照表（最終 令和4年2月28日飯田市条例第1号）

改正後（案）	現行
第2条 （略） 2 常任委員会の名称は次の各号に掲げるものとし、各常任委員会に属する委員の定数及び所管は当該各号に掲げる常任委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) （略） (4) 予算決算委員会 ア （略） イ 所管 <u>次に掲げる事項</u> <u>(イ) 予算及び決算に関する事項</u> <u>(イ) 基本構想に関する事項</u>	第2条 （略） 2 常任委員会の名称は次の各号に掲げるものとし、各常任委員会に属する委員の定数及び所管は当該各号に掲げる常任委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) （略） (4) 予算決算委員会 ア （略） イ 所管 <u>予算及び決算に関する事項</u>